

第23回講義の補足説明

2011/12/16

02関連

講義後の質問で、債権譲渡の原因となる契約が無効な場合と、譲渡対象債権の発生原因となっている契約が無効な場合を混乱している方がいました。02は前者を問題にしています。譲渡対象債権の発生原因となっている契約が無効な場合には、債務者は、次回に取り上げる異議を留めない承諾によって抗弁が切断されない限り、無効の抗弁を譲受人に対抗できます。

05関連

扶養請求権については、981条で処分が禁止されているので、性質上譲渡ができないというものは異なるというのが受講者の回答の趣旨かと思います。そのように法律上の禁止があるものとそれがないけれども性質上譲渡できないものを分けて整理しても良いですが、両者は矛盾対立するものではありません。たとえば、981条の処分禁止は現実の給付を保障するため、性質上譲渡できないことを明記したものと表現することが可能です。

09・27関連

停止条件付債権譲渡は債権譲渡の予約と同様、譲渡の効力が発生していませんので、対抗要件を備えることができません。それゆえ、債務者は、仮に停止条件付債権譲渡や債権譲渡予約の通知を受けても、無視して従来の債権者に弁済すればよく、他の第三者も従来の債権者から譲り受けたり、その債権を差し押さえることができます。譲渡の効力が生じた後も、対抗要件が備わっていなければ、同様にその際謙譲とを無視して行動して良いのです。いずれにしても、債務者も第三者が、そのような譲渡によって影響を受けることはなく、取引の安全は害されません。

10-13関連

すこしわかりにくかったようなので、再説します。譲渡禁止特約違反の譲渡は、判例・通説のような物権的効力説によれば、譲受人が悪意であれば無効です。しかし、判例（大判昭13・5・14民集17巻932頁）は、譲受人が悪意であっても、転得者が善意であれば、無効と言えないとしています（466条2項ただし書の直接適用でしょう）。もっとも、物権的効力説によって、譲受人が債権を取得できないとしますと、債権には即時取得の規定は適用されませんし、債権譲渡に関与していないのみならず譲渡禁止の特約まで行っている債務者には、当該債権が譲渡可能であるとの外観作出についての帰責性もありませんので、94条2項類推適用も考えられません。そうすると、無権利者である譲受人から、どのようにして転得者が債権を取得できるのかは、理論的には説明が困難です。しいていえば、債権は譲渡性があるのが原則であり、それを奪う特約は悪意の者に例外的に対抗できるにすぎない、とするのでしょうか。

しかし、そのような理解は、少数有力説の債権的効力説のように、譲受人は悪意でも債権を取得するが、債務者は466条2項ただし書の反対解釈により履行拒絶を対人的な抗弁として主張できるだけだとする構成に親和的です。この説では、転得者は譲受人から有効に債権を承継取得できます。

もつとも、物権的効力説も債権的効力説も、譲受人善意・転得者悪意という13の問題では、転得者の権利行使を認めるのか否か明確ではありません。善意の譲受人の下で債権の譲渡性が回復されて悪意の転得者も承継取得するのですが、悪意を理由とする履行拒絶の抗弁を認めるべきか否かは、見解が分かれません。

19関連

最初から売却した債権がまったく不存在のいわば「空売り」であれば、譲渡契約は原始的不能で契約も無効になり、担保責任の問題ではなく、無効な契約を締結させて不利益を与えたことに対し、契約締結上の過失責任を追及することになります。

これに対して、問題文で取り上げているのは、譲渡後に種々の理由で譲渡対象債権が発生しなかった場合です。この場合には、契約締結前に存在する原始的瑕疵の問題でなく約束の事後的な不実現の話ですから、譲受人は債務不履行責任を追及すればよく、担保責任の問題ではありません。

20関連

取立目的という場合でも、さらにその目的は多様です。たとえば、取立てにくい強面であるとか限を左右する債務者に対して、法的知識があったりその債務者に対して影響を持つ者に依頼して債権回収を容易に行うという場合のほか、譲渡人が自らの債務の弁済に代えて取立てを依頼し回収されたものを弁済に充ててもらおうという場合があります。後者は代理弁済受領のように代理権を与えるのではなく、取立受任者や債権譲受人が自らの名前で履行請求ができるようにする形式です。

24関連

講義中にも指摘しましたが、第1文は、対抗要件としての効力を問題にしているのであって、その前提となる債権譲渡の有効性を問題にする平成11年判決とは直接には関係がありません。

第2文について、すこしわかりにくいようなので再説します。通知は、譲渡したことを知らせるものですから、譲渡前に通知をしても効力はありません。これに対して、従来の通説によると、467条1項による二重弁済の危険の回避など利益保護を、保護されるべき債務者が自ら放棄するのは可能だから（同項を任意規定と理解する）、通知・承諾がなくても債務者には対抗できるとする特約も有効であり、まして、譲渡前に承諾をした債務者は、譲渡後の通知または承諾がないことを理由に争うことはできない、と解されてきました。判例（最判昭28・5・29民集7巻5号608頁）も同趣旨と理解されてきました。しかし、この判決は、譲受人を事前に特定し、債権譲渡禁止の解除を求めた場合についての判断であることに注意が必要で、一般化は危ないと思われます。

池田真朗は、通知・承諾は債務者をインフォメーションセンターとして債権の帰属を公示する仕組みであるから、同項は2項と並んで強行規定であり、譲渡前の通知同様に、譲渡前の承諾は、この基本的な制度理解と抵触して無効である（しかも、譲渡のあったことを認識したという承諾の定義から、そもそも認められない）と解しています。最近はこの考え方が有力です。なお、同じ債務者の事前承諾でも、質権者を特定しないで行った質権設定についての債務者の事前承諾は（364条で債権譲渡の467条の規定に従うことになっています）、インフォ

メーションセンターとしての機能を発揮できないため無効とされています(最判昭58・6・30民集37巻5号835頁)。

28 期限の定めのない債権について譲渡がされたが、通知も承諾も行われていない場合には、債務者は、債権譲渡の事実を知っているにもかかわらず、譲受人からの支払いの請求を拒むことができ、譲受人に対して履行遅滞の責任を負わない。譲受人の履行の請求は、消滅時効を中断しない。

債務者が悪意なら対抗要件は要らないとすれば、譲受人が通知を備えたり請求してくると、債務者は譲渡が真正かどうか判断する危険を負わされるので妥当ではありません。その意味で、債務者対抗要件は、権利行使の資格要件とも言われます。

債務者は、譲渡人から請求されれば、支払わなければなりませんし、確定期限付の債務では期限到来から、期限の定めのない債務では請求されたときから、履行遅滞責任を負います。第2文について、譲受人は債務者に対して自分が債権者であると主張できませんので、債権者以外の者が行った履行請求には、消滅時効の中断効はありません。消滅時効が、権利の不行使に対する制裁の一面を持ち、中断が権利者の権利行使行為を理由にしているため、明文の規定はないですが、一般に、問題文のように考えられています。

29 AはYに対して12月25日を弁済期とする売買代金債権(α債権)を有していたところ、これをXに譲渡し、直ちにYに譲渡の通知を行った。その後同月27日に、Xからα債権の支払いを求められたYは、当該売買契約が無効であったり、Aに対してすでに弁済していた場合には、支払いを拒めるが、YがAに対して有していた目的物の引渡しとの同時履行の抗弁権は、Xが売買契約の当事者ではないので援用できず、支払い拒絶の理由とならない。

債権譲渡の基本的な発想として、債務者の関与を要しないこととの関係で、債務者は譲渡によって不利益を受けないようにする必要があります。それゆえ、異議を留めない承諾をした場合を除いて、債務者は、譲渡人に主張できた事由は、譲受人にも対抗できるとされています。同時履行の抗弁権は、そのような例です。Yは、Aが目的物の引渡しを行うまではXに支払いを拒む抗弁を出すことができます。

30 AはYに対して2011年12月25日を弁済期とする貸金債権(α債権)を有していたところ、これをXに譲渡し、直ちにYに譲渡の通知を行った。Yは、譲渡通知が届く前に、Aに対する弁済期の到来したβ債権と、弁済期未到来のγ債権を有していた。さらに、譲渡通知後に、Yは、Xに対して1月10日に弁済期の到来するδ債権を取得した。2012年1月17日に、Xからα債権の支払いを求められたYは、β・γ・δ債権のいずれによっても、相殺を主張することができる。[やや難]

少し応用的な問題です。判例は、債務者が、債権譲渡の通知があるまでに譲渡人に対して取得していた債権によって、両債権の弁済期の先後を問わず、相殺による譲渡債権の消滅や縮減を主張することができるとしています(最判昭50・12・8民集29巻11号1864頁・PⅡ106)。β債権・γ債権は、このような反対債権に当たります。一方、α債権は、譲渡によって現在Xに帰属していますので、1月17日現在の時点でα債権との関係で相殺適状となるδ債権を自働債権として相殺することもできます。δ債権を、Aに対する債権と勘違いしないようにしてください。